

柏崎市家庭養育応援券事業

～ かしわ★ざ★キッズ！スターチケット@ホーム ～

1 「柏崎市家庭養育応援券事業」とは

- ① 市の独自施策「1・2歳児の保育料無料化」や国の施策「3歳児から5歳児までの保育料無償化」の対象となっていない子ども(対象となる子ども)を養育している世帯に対し経済的支援をすることを目的とします。
- ② 現在、3歳までのお子さんのいる世帯に交付している子育て応援券「かしわ★ざ★キッズ！スターチケット(以下「スタチケ」という。)」と、利用可能事業者および利用できるサービス内容は同様です。
- ③ 本事業は、現行のスタチケと同様に、来年度以降も継続していく予定です。



2 対象者(応援券をもらえる方)

対象者:約180人

- 柏崎市に住民票があり、4月1日時点で満1歳～満5歳までのうち、1 - ①の対象となる子どもがいる世帯(転入者も対象)

3 応援券の額

「対象となる子ども1人当たり 5千円／月×対象月数」

- 保育園などの未利用月の実績に応じて、四半期毎(7月、10月、1月、4月)に交付 ※詳細は裏面をご確認ください。

4 応援券のチケット種類

現行のスタチケ同様、電子チケットと紙チケットの2種類

- 原則、電子チケットを交付し、希望者にのみ紙チケットを交付します。
- チケットのデザインはスタチケと異なりますが、色は同一色を予定しています。

5 電子チケットの配布

- 令和6(2024)年7月中旬頃に取得に必要なシリアルコードを配布します。
- 柏崎市電子チケットポータルにログインし、シリアルコードを入力することで電子チケットを取得できます。

6 紙チケットの配布

- 希望者に対し、令和6(2024)年8月上旬頃から保育課窓口にて交付します。

7 応援券の利用開始時期

応援券の交付後、随時利用開始予定

8 応援券の有効期限

令和6(2024)年度発行分の有効期限

令和8(2026)年3月31日(火曜日)

- 現行のスタチケと同じく各事業年度の翌年度末までが有効期限です。

9 利用できるサービス内容

- ① 医療費および任意の予防接種
 - ② 子どもを預かるサービス
 - ③ 養育者を支援するサービス
 - ④ 対象乳幼児が利用するものの物販
 - ⑤ 飲食・写真撮影・習い事・子どもが遊べるサービスなど
- 利用できる対象サービス内容は、現行のスタチケと同様です。

10 現行のスタチケとの相違点

- チケットのデザインが異なります。ただし、年度ごとに変わる色は同一色を予定しています。(令和6(2024)年度は水色)
- 交付対象者が異なります。ただし、現行のスタチケと同様に、市で対象者を抽出し送付します。(申請などは不要)

11 家庭養育応援券の交付対象期間

➤ 1歳児に該当する年度の4月から以下のうちいずれか早い方の月まで

ア 小学校就学前の年度末まで

イ 保育園などへの入園月の前月まで(7月に入園しても、6月分までは支給する。)【補足】年度途中入園者は、入園する月から対象外となる。

ウ 市外転出した月の前月まで(転出した場合は、その時点で資格喪失する。)

交付対象期間イメージ

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
例1	○	×	5/1に入園した場合 ⇒ 4月分まで支給									
例2	○	×	5/31に入園した場合 ⇒ 4月分まで支給									
例3	×	×	×	○	6/15に退園し家庭養育となった場合 ⇒ 7月分から支給							
例4	○	○	○	×	×	×	9/1に市外転出した場合 ⇒ 7月以降分は支給対象外 (7～9月分を10月に対象者確認するため)					

※月の途中で異動(入園・退園・転出)があった場合、当該月は交付対象から除く。

12 家庭養育応援券の交付方法

➤ 四半期に分けて、各期別の実績(対象児童かどうか)を確認のうえ、3カ月分を翌月に支給します。

区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
該当月	4・5・6月分	7・8・9月分	10・11・12月分	1・2・3月分
交付月	7月	10月	1月	翌年度4月